

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年7月7日（平成27年（行情）諮問第434号）

答申日：平成29年12月6日（平成29年度（行情）答申第361号）

事件名：「陸自教範『対ゲリラ・コマンドウ作戦』研究成果（終了報告）について（報告）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『対ゲリラ・コマンドウ作戦』（陸自教範5-01-01-03-24-0）の編さん理由書ないし改訂理由書*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の4文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 陸自教範「対ゲリラ・コマンドウ作戦」研究成果（終了報告）について（報告）（研本研第38号。23.9.20）（研定第3号）（1枚目を除く。）

文書2 別冊第1「陸自教範『対ゲリラ・コマンドウ作戦』（第1・2編）（案）」

文書3 別冊第2「陸自教範『対ゲリラ・コマンドウ作戦』（第3編）（案）」

文書4 別冊第3「陸自教範『対ゲリラ・コマンドウ作戦』改正理由書（案）」

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年4月24日付け防官文第7129号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の

電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 文書の特定に誤りがある。

本件対象文書に正式に制定されたものがあるはずだが、特定された文書は（案）である。

（2）意見書1

ア 国の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定されなければならない。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

また総務庁行政管理局長（当時）の国会答弁でも、法の対象文書は「電子情報も対象」（第145回国会参議院総務委員会会議録第3号2頁）と明言されている。

したがって、本件対象文書の特定に当たっては、開示請求時点における電磁的記録形式が特定されなければならない。

事実、処分庁は平成25年12月25日付け防官文第17119号における開示決定でWordファイルを特定・明示している。

そもそも法に基づき行われる文書の特定と、複写の交付の際の開示情報の処理をどうするかという問題は全く別に取り扱われるべき問題である。

イ 審査会事務局による対象文書の直接の確認を求める。

以下の理由から、異議申立人が確認できない事項について審査会事務局が直接確認することを求める。

(ア) 対象文書の電磁的記録の本来の記録形式

理由説明書において諮問庁は、本件対象文書の本来の電磁的記録を特定したかについて明言していないので、特定されていない疑いがある。なお諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠蔽を行っている事実は、平成22年度（行情）答申第75号及び平成25年度（行情）答申第233号から明らかである。

そこで本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を諮問庁に求めるとともに、審査会事務局による直接の確認を求めるものである。

(イ) 変更履歴の確認

ワード（Word）等で作成された文書（電磁的記録）の場合、変更履歴が残されている場合がある。

この変更履歴もまた組織共有文書に該当するので、本件対象文書においてもそれが存在していないか確認する必要がある。

諮問庁が本件対象文書の電磁的記録を特定しないのは、この変更履歴の存在を隠蔽しようとしている意図があると思われる。

(ウ) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなしている情報の確認

諮問庁の理由説明書では、本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の付随について完全に否定していない。

恐らく「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなす情報それ自体は存在するものと思われるので、処分庁の勝手な判断に任せず、審査会がその内容を確認するべきである。

ウ 履歴情報も組織共有文書であれば、開示対象である。

諮問庁は、履歴情報を特定しなければならない法的義務はないと主張するが、履歴情報が組織共有文書であれば、開示対象である。

例えば、文書作成過程で合議先に変更箇所の確認を求めるため、履歴情報を残すことは諮問庁の文書作成過程では広く行われている。

また過去の開示決定（平成18年8月3日付け防官文第7679

号)では、「北朝鮮のミサイル発射について(案)」と題するワード(W o r d)等で作成された文書(電磁的記録)が開示され、履歴情報についても開示されている。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の判断を諮問庁に委ねるべきではない。

諮問庁は理由説明書で、本件異議申立ての段階では複写の交付が行われていないことをもって異議申立ての理由がないと主張したいようであるが、複写の交付が行われているか否かは、本件異議申立ての理由とは関わりがない。

異議申立人が主張したいのは、諮問庁がいう「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在するのであれば、それを諮問庁の判断に委ねるべきでないということである。

諮問庁は過去において「防衛大学校防衛学館図書室が所蔵している事実は確認されたものの、行政文書として所有している事実は確認できなかったため、不存在であると判断した」(平成22年度(行情)答申第75号2頁)という珍妙な主張を行い、「同21年度(行情)答申第96号における諮問庁の説明は事実を隠蔽しようとしたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」(上記答申第75号5頁)との批判を受けている。

このような指摘を受けながら諮問庁では、こうした隠蔽工作に関わった職員に対して何ら処分を行っておらず、「隠蔽しても責任は問われない」という組織風土を残している。

このような組織風土ないし体質に染まった諮問庁においては、不都合な事実を「本件対象文書の内容と関わりのない情報」とみなすことで隠蔽しようとする誘惑が常に存在するのである。

事実、上記答申以後も諮問庁は、「組織全体として不都合な事実を隠蔽しようとする傾向があったことを指摘せざるを得ない」(平成25年度(行情)答申第233号31頁)との指摘を受けている。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」であるか否かの判断を諮問庁に委ねることは極めて危険であり、改めて当該情報を特定の上、それが真に「内容と関わりのない情報」に該当するのかを審査会が判断するべきである。

(3) 意見書2

正式に制定された文書が特定されるべきである。

理由説明書の説明によれば、本件対象文書は平成23年9月に案の形で陸上幕僚長に報告され、平成24年10月に改正されたという。

なぜ諮問庁が正式な文書の1年前の案をわざわざ特定したのかについ

て、理由説明書はその合理的な理由について全く説明できていない。

諮問庁の説明に従えば、開示請求時には既に平成24年10月に改正された正式な文書が存在したはずであり、こちらが特定されてしかるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『対ゲリラ・コマンドウ作戦』（陸自教範5-01-01-03-24-0）の編さん理由書ないし改訂理由書。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書に文書1の1枚目を加えたものを特定した。

本件開示請求については、法11条を適用し、まず、平成26年11月20日付け防官文第16916号により、文書1の1枚目（以下「先行開示文書」という。）について開示決定を行った後、平成27年4月24日付け防官文第7129号により、本件対象文書について、法5条3号の不開示情報に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 不開示とした部分及び理由について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別表のとおりである。

3 陸自教範「対ゲリラ・コマンドウ作戦」の改正について

陸自教範「対ゲリラ・コマンドウ作戦」については、陸自教範「野外令」の改正等をその内容に反映させるため、陸上自衛隊研究本部において平成22年度より研究を開始し、その結果は平成23年9月に「（第1・2編）（案）」、「（第3編）（案）」及び「改正理由書（案）」という形で陸上幕僚長に報告され、これらに基づき平成24年10月に改正された。

4 異議申立人の主張について

（1）異議申立人は「本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める」として、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで特定しておらず、また、原処分において特定した電磁的記録以外に本件開示請求に該当する電磁的記録は保有していない。

（2）異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報の特定を求めるが、法その他の関係法令において、

- 履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、本件対象文書の履歴情報を特定することはしていない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、上記(1)のとおり原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで特定しておらず、また、原処分において、スキャナにより読み取ってできたPDFファイル形式への変換による情報の欠落がないか、本件対象文書と開示した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している部分はなく、当該開示の実施は適正に行われている。
- (4) 異議申立人は、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報等についても特定し、開示・不開示の判断をするよう求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで特定し、開示・不開示を判断しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はない。
- (5) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、陸上自衛隊の運用及び情報業務等に関する情報の一部が別表のとおり同条3号に該当することから、当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (6) 異議申立人は、「本件対象文書に正式に制定されたものがあるはずだが、特定された文書は(案)である。」として、文書の特定に誤りがある旨主張するが、上記3のとおり、陸上自衛隊研究本部から陸上幕僚長への報告は「案」の形で行われ、陸上幕僚監部における改正作業はこの「案」に基づき行われており、文書の特定に誤りはない。
- (7) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|--------------------|
| ① 平成27年7月7日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月21日 | 審議 |
| ④ 同年8月18日 | 異議申立人から意見書1を收受 |
| ⑤ 同月24日 | 異議申立人から意見書2を收受 |
| ⑥ 平成29年11月21日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本 |

件対象文書の見分及び審議

⑦ 同年12月4日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸自教範「対ゲリラ・コマンドウ作戦」の改正に当たり、陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）において作成された文書である。

異議申立人は、原処分取消し及び本件対象文書の本来の電磁的記録の特定並びに他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 陸自教範「対ゲリラ・コマンドウ作戦」とは、師団・旅団を主対象とし、ゲリラ・コマンドウ部隊による攻撃事態が生じた場合における運用原則、指揮実行上の原則及び具体的な運用事項について記述し、教育訓練の一般的準拠を付与することを目的として作成した教範である。

イ 本件対象文書は、研究本部が陸自教範「対ゲリラ・コマンドウ作戦」の改正に資するために実施した研究成果であり、起草機関である研究本部において作成し、平成23年9月に陸上幕僚長に報告を行っている。

ウ 本件対象文書は、研究本部が保有しているPDF形式の電磁的記録であり、防衛省において、当該電磁的記録以外に本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

エ 本件対象文書については、その原稿を研究本部の担当者がPDF形式の電磁的記録以外の電磁的記録として作成した上、当該電磁的記録を紙媒体に印刷し、同部内の決裁を受けた後、当該電磁的記録を紙媒体に印刷し、陸上幕僚長に報告した。

オ 上記エの陸上幕僚長への報告後、本件対象文書については、PDF形式の電磁的記録に変換して保存しており、本件対象文書の原稿である電磁的記録については廃棄した。

カ なお、本件開示請求書に記載の「対ゲリラ・コマンドウ作戦」（陸自教範5-01-01-03-24-0）は、本件対象文書を基に平成24年10月に改正されたが、正式な改正理由書については作成していない。しかしながら、研究本部において改正理由書の草案を作成

していたことから、本件開示請求に対し本件対象文書を特定した。

- (2) 本件対象文書の内容は諮問庁の上記(1)イの説明のとおりであり、本件対象文書のPDF形式の電磁的記録以外の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の同ウないしオの説明及び正式な改正理由書を作成していない旨の同カの説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 陸上自衛隊の運用に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分には、ゲリラ・コマンドウ部隊による攻撃事態における陸上自衛隊の運用に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領が推察され、敵意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 陸上自衛隊の情報業務に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、ゲリラ・コマンドウ部隊による攻撃事態における陸上自衛隊の情報業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、ゲリラ・コマンドウ部隊による攻撃事態における自衛隊の情報関心及び情報業務に関する態勢・能力が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 陸上自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には陸上自衛隊の指揮系統・通信システムに係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 陸上自衛隊の編成に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の組織編成に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1 文書 2	目次の2頁 ないし5頁	目次の一部	陸上自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	5頁ないし 11頁	「第4節 作戦・戦闘一般の要領」の一部	
	12頁	「11504 指揮所」の全て	
	13頁及び 14頁	「11602 作戦・戦闘のための編成一般の要領」の一部	
	16頁	「11803 兵站」の一部	
	16頁	「11804 衛生」の一部	
	17頁	「11807 民事」の一部	
	21頁及び 22頁	「12102 師団・旅団」の一部	
	23頁ない し32頁	「第1款 計画策定の要領」の一部	
	35頁及び 36頁	「12206 連隊」の「3」、「5」、「6」、「7」及び「8」の一部	
	38頁ない し44頁	「12209 連隊等」の「3」ないし「5」及び「7」ないし「9」の一部	
	45頁ない し48頁	「12211 師団・旅団」の一部	
	49頁ない し60頁	「12212 連隊等」の「4」、「6」ないし「9」及び「11」の一部	
65頁	「12302 師団・旅団」の「3」の一部		

	66頁ないし68頁	「12302 師団・旅団」の「5」ないし「8」及び「12」の一部
	69頁ないし72頁	「12303 連隊等」の「4」ないし「8」及び「11」の一部
	72頁	「12304 方面隊」の一部
	73頁及び74頁	「12305 師団・旅団」の「1」, 「2」及び「4」ないし「6」の一部
	74頁及び75頁	「12306 連隊等」の「1」, 「2」, 及び「4」ないし「6」の一部
	76頁及び77頁	「12308 師団・旅団」の一部
	77頁及び78頁	「12309 連隊等」の「1」の(2)の一部
	79頁	「12309 連隊等」の「2」の(1)及び(2)の全て
	79頁	13行目ないし15行目
	80頁ないし86頁	「第4款 重要施設等の防護」の一部
	86頁	「12313 方面隊」の全て
	86頁ないし88頁	「12314 師団・旅団」の一部
	88頁及び89頁	「12315 連隊等」の「1」の一部
	89頁ないし	「12315 連隊

	し 98 頁	等」の「2」の一部 (89頁の「イ 情報 資料の収集」及び「ウ 関係部外機関等との調 整」並びに91頁及び 92頁の「カ 通信」 の全てを除く。)
	98頁及び 100頁	「12315 連隊 等」の「3」及び 「4」の一部
	102頁及 び103頁	「12401 方面 隊」の「1」及び 「2」の一部
	103頁及 び104頁	「12401 方面 隊」の「5」の一部
	105頁	「12402 師団・ 旅団」の一部
	105頁及 び106頁	「12403 連隊 等」の一部
	110頁な いし111 頁	「13203 沿岸監 視計画」の「2」ない し「5」の一部
	112頁	「13206 監視網 の構成」の一部
	113頁	「13207 要旨」 の全て 「13208 監視の 実施」の全て
	114頁	「13209 要旨」 の一部
	114頁な いし116 頁	「13211 地域警 戒計画」の「2」ない し「7」の一部
	117頁	「13212 命令」 の一部 「13214 検問活 動の準備」の全て

	117頁及び118頁	「13215 巡察の準備」の全て
	118頁	「第2目 地域警戒の実施」の一部
	119頁ないし132頁	「第3款 小隊以下の行動」の一部
	133頁	記述の一部
	134頁ないし139頁	「13302 防護計画」の「2」ないし「9」の一部
	141頁	「13305 陣地占領後の指導」の全て
	141頁ないし144頁	「第2目 防護の実施」の一部
	145頁	記述の一部
	146頁及び147頁	「13314 警戒計画」の一部
	148頁ないし150頁	「第3目 小隊以下の行動」の一部
	152頁ないし156頁	「13329 反撃計画」の「2」ないし「9」の一部
	157頁及び158頁	「13331 反撃態勢の確立」の一部
	158頁ないし160頁	「第2目 反撃の実施」の一部
	162頁	「13405 包囲部隊等の超越」の全て
	163頁ないし167頁	「13406 攻撃突入計画」の「2」ないし「9」, 「10」の(2)及び「11」の一部

	168頁ないし170頁	「13407 市街地の攻撃突入において計画作成上着意すべき事項」の「1」ないし「5」の一部
	170頁及び171頁	「13408 命令」の一部
	171頁	「13409 戦闘展開の実施」の全て
	171頁ないし179頁	「第2目 撃滅の実施」の一部
	181頁	「13420 包囲部隊等の超越」の全て
	181頁ないし186頁	「13421 狩り出し計画」の「2」ないし「9」の一部
	188頁	「13422 命令」の全て 「13423 戦闘展開の実施」の全て
	189頁及び190頁	「13425 搜索前進」の一部
	190頁及び191頁	「13426 応急阻止陣地の占領」の全て
	191頁及び192頁	「13427 挟撃」の全て
	193頁ないし200頁	「13431 包囲計画」の「2」ないし「9」の一部
	201頁及び202頁	「13432 市街地の包囲において計画作成上着意すべき事項」の「1」ないし「5」及び「7」の(1)ないし(4)の一部
	203頁	「13433 命令」

		の一部
203頁及び204頁		「13434 包囲の形成」の全て
205頁ないし208頁		「第2目 包囲の実施」の一部
209頁及び210頁		「第5節 予備隊」の一部
213頁ないし218頁		「第2章 搜索及び搜索撃滅」の一部
219頁		「第1節 重要施設等の防護」の一部
220頁ないし226頁		「第2節 特定防護対象に応ずる防護要領」の一部
238頁及び239頁		付録第2の一部
242頁及び245頁		付録第4の図の全て
246頁		付録第5の図の全て
247頁		付録第6の図の全て
248頁		付録第7の図の全て
249頁		付録第8の図の全て
250頁		付録第9の図の全て
251頁		付録第10の図の全て
252頁		付録第11の表題の一部及び図の全て
253頁		付録第12の表題の一部及び図の全て
254頁		付録第13の表題の一部及び図の全て
255頁		付録第14の表題の一部及び図の全て
256頁		付録第15の表題の一部及び図の全て
257頁		付録第16の表題の一

		部及び図の全て
258頁		付録第17の表題の一部及び図の全て
259頁		付録第18の表題の一部及び図の全て
260頁		付録第19の表題の一部及び図の全て
261頁		付録第20の表題の一部及び図の全て
262頁		付録第21の表題の一部及び図の全て
263頁		付録第22の表題の一部及び図の全て
264頁		付録第23の図の全て
265頁		付録第24の図の全て
266頁		付録第25の図の全て
267頁		付録第26の表題の一部及び図の全て
268頁		付録第27の表題の一部及び図の全て
269頁		付録第28の図の全て
270頁		付録第29の図の全て
271頁		付録第30の図の全て
273頁		付録第32の図の全て
274頁		付録第33の図の全て
275頁		付録第34の表題の一部及び図の全て
276頁		付録第35の表題及び図の一部
277頁		付図の全て
278頁		付録第36の表題の一部及び図の全て
279頁		付録第37の表題の一部及び図の全て
280頁		付録第38の図の全て
281頁		付録第39の図の全て
282頁		付録第40の図の全て

		283頁	付録第41の表題の一部及び図の全て	
		284頁	付録第42の表題の一部及び図の全て	
		285頁	付録第43の表題の一部及び図の全て	
		286頁	付録第44の表題の一部及び図の全て	
	文書3	9頁, 10頁, 12頁及び13頁	「第3章 不法行動対処の一般的要領」の一部	
		15頁ないし18頁	「第4章 警察等との連携(注意)」の一部	
	文書4	5頁	別図第2の一部	
		8頁及び9頁	「第1表 旧教範との記述体系の比較」の一部	
		18頁	「1 概説(第1節)」の一部	
		19頁	別図第5の一部	
		20頁	別図第6の一部	
		23頁	「第5図 旧教範からの移行要領」の一部	
		24頁	「3 重要施設等の防護(第3節)」の一部	
		34頁及び35頁	「第8図 旧教範との関係」の一部	
2	文書2	15頁及び16頁	「11802 情報」の一部	陸上自衛隊の情報業務に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の情報関心及び情報業務に関する能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるお
		33頁	「12204 方面隊」の一部	
		34頁	「12206 連隊」の「1」及び「2」の一部	
		37頁及び38頁	「12209 連隊等」の「1」の一部	
		49頁	「12212 連隊	

			等」の「3」の一部	それがあることから、 法5条3号に該当する ため不開示とした。
		64頁	「12302 師団・ 旅団」の「2」の (2)の一部	
		65頁	「12302 師団・ 旅団」の「4」の一部	
		69頁	「12303 連隊 等」の「3」の一部	
		73頁	「12305 師団・ 旅団」の「3」の一部	
		74頁	「12306 連隊 等」の「3」の一部	
		76頁	「12307 方面隊 の一部	
		78頁	「12309 連隊 等」の「1」の(3) の一部	
		79頁	17行目, 18行目, 20行目, 21行目及 び29行目	
		80頁	1行目ないし4行目	
		89頁	「イ 情報資料の収 集」の全て	
		167頁	「13406 攻撃突 入計画」の「10」の (1)の一部	
		186頁及 び187頁	「13421 狩り出 し計画」の「10」の 一部	
		231頁な いし237 頁	付録第1の一部	
		240頁	付録第3の図の全て	
		272頁	付録第31の一部	
3	文書 2	69頁	「12303 連隊 等」の「2」の一部	陸上自衛隊の指揮系 統・通信システム等に 関する情報であり、こ
		74頁	「12305 師団・	

		旅団」の「7」の一部	<p>れを公にすることにより，陸上自衛隊の指揮・統制要領，手法及び内容が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
	75頁	「12306 連隊等」の「7」の一部	
	91頁及び92頁	「カ 通信」の全て	
	103頁	「12401 方面隊」の「4」の一部	
	111頁及び112頁	「13203 沿岸監視計画」の「6」の一部	
	116頁	「13211 地域警戒計画」の「9」の一部	
	140頁	「13302 防護計画」の「11」の一部	
	156頁	「13329 反撃計画」の「11」の一部	
	168頁	「13406 攻撃突入計画」の「12」の一部	
	170頁	「13407 市街地の攻撃突入において計画作成上着意すべき事項」の「6」の一部	
	187頁	「13421 狩り出し計画」の「12」の一部	
	200頁及び201頁	「13431 包囲計画」の「11」の一部	
	202頁	「13432 市街地の包囲において計画作成上着意すべき事項」の「6」の一部	
	203頁	「13432 市街地の包囲において計画作成上着意すべき事項」の「7」の（5）の一	

			部	
4	文書 4	1頁	「第1 改正の趣旨」 の一部	陸上自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		7頁	「4 部隊実験の成果の反映」の一部	
		36頁	「部隊実験成果の反映」の一部	